様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　2024年　8月　26日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃひろぎんほーるでぃんぐす  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ひろぎんホールディングス  （ふりがな） へや　としお  （法人の場合）代表者の氏名 部谷　俊雄  住所　〒730-8588  広島県広島市中区紙屋町１丁目３番８号  法人番号　6240001056714  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2023 | | 公表日 | 2023年　9月　7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページへ掲載  統合報告書2023  経営ビジョンの実現に向けて：P13~14  https://www.hirogin-hd.co.jp/library/integrated/2023/pdf/11-18.pdf  価値創造プロセス：p21~22  https://www.hirogin-hd.co.jp/library/integrated/2023/pdf/19-60.pdf | | 記載内容抜粋 | ①情報技術の進展を含む様々な経営環境を踏まえる中、中期計画2020において「お客さまに寄り添い、信頼される＜地域総合サービスグループ＞として、地域社会の豊かな未来の創造に貢献します」を経営理念（経営ビジョン）として掲げ、その実現に向け2020年10月より持株会社体制へ移行するとともに、ビジネスモデルを以下の通り転換している。  『「事業性評価や世帯の資産管理を通じた地域社会・お客さまとのリレーションの確立」と「グループのあらゆる機能とアライアンスを活用し非金融分野を含めたソリューションの提供」により「すべてのステークホルダーへの価値の提供」を目指す』  ②その実現のため、ＤＸへの取組みは重要な成長戦略の１つであり、かつ持続可能性の向上（サステナビリティ）へ必要不可欠な事業活動であると捉えており、各マテリアリティ（優先的取組事項）への重要な対応手段の１つとして位置づけ、引き続き重点的に取り組みを進めていくこととしている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会決議事項等をまとめた開示資料 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2023 | | 公表日 | 2023年　9月　7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページへ掲載  統合報告書2023(デジタルトランスフォーメーション：p53~59)  https://www.hirogin-hd.co.jp/library/integrated/2023/pdf/19-60.pdf | | 記載内容抜粋 | 2022年6月に新たなデジタル戦略を以下のとおり再整理している。  「デジタルイノベーション」「デジタライゼーション」「デジタイゼーション」の３項目をＤＸの対応領域として定義し、あらゆる施策への活用を検討することとし、そのための基盤整備として新たに「ＤＸ推進・ガバナンス管理体制の強化」「ＤＸ人財定義」「ＤＸシステム基盤整備」「データ利活用の高度化」の４項目へ取り組む。  具体的には、「データ利活用の高度化」を当社グループ全体における各種戦略の実現を支えるコア原動力として位置づけ、2021年4月よりグループ社員によるデータサイエンティストチームを組成し、内製化による人工知能(AI)を活用した取組みを開始している。また、「データ利活用全社推進(データ利活用民主化)」および「意思決定へのデータ利活用強化(データドリブン経営)」に向けた取組みを開始している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会決議に基づくデジタル戦略の再整理 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 統合報告書2023  デジタルトランスフォーメーション（p.57~58）  https://www.hirogin-hd.co.jp/library/integrated/2023/pdf/19-60.pdf | | 記載内容抜粋 | 2023年4月より、「DX推進責任者」および「DX推進リーダー」を育成し、グループ各事業部門へ設置(計役90名)しており、事業部門を主体としたDX推進体制をより強化・明確化。  DX推進ガバナンス管理の審議機能として経営層の参画による「グループDX委員会」を設置し、その下部組織としてDX案件採否にかかる実務協議の場である「DX専門部会」を組成し、運営を開始。  「デジタルイノベーション部」はそれらの事務局として運営を担うとともにその執行機関と位置付け、決定事項に基づき各事業部門を統括・支援することで、ひろぎんグループ全体のＤＸ実現体制を強化し実効性を担保。  顧客ニーズ把握・フィードバックの観点から、営業店も含めた全社員の主体的参画を促し、リテラシー底上げを図る。  上記ＤＸ推進・管理体制における各機能・役割に対応した必要人財を定義。  また、各DX人財の「共通最低スキル要件」として、グループ全社・全員の「ITパスポート資格」取得に向けた取組みを2022年10月より開始。2023年度3月末時点で54%超えを達成。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 統合報告書2023  デジタルトランスフォーメーション(DX)p.58  <https://www.hirogin-hd.co.jp/library/integrated/2023/pdf/19-60.pdf> | | 記載内容抜粋 | 「銀行ＡＰＩ公開基盤」や「パブリッククラウド活用基盤」など、業界でも先進的なＤＸシステム基盤へ積極的に投資し、構築・活用している。  データ利活用基盤等、複数の先進的な基盤整備に取り組んでおり、今後も引き続き全体最適観点で必要となるDXシステム基盤の整備に努めていく。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2023 | | 公表日 | 2023年 9月　7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 統合報告書2023  サステナビリティ経営の推進・強化：p26  https://www.hirogin-hd.co.jp/library/integrated/2023/pdf/19-60.pdf  デジタルトランスフォーメーション：p59  https://www.hirogin-hd.co.jp/library/integrated/2023/pdf/19-60.pdf | | 記載内容抜粋 | 現中期計画では「DX基盤整備」のうち「推進体制」および「人材」から先行的に整備すべく、以下の指標を当面のKPIとして取り組んでいくこととしている。  ・DXへの取組状況の全体的な向上  　当社はDX推進指標(自己診断)を戦略の達成度を図る指標として設定し、2023年度は平均値2.4の達成をKPIとして掲げている。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年　9月　7日 | | 発信方法 | 統合報告書2023  トップメッセージ：p5~7  https://www.hirogin-hd.co.jp/library/integrated/2023/pdf/1-10.pdf | | 発信内容 | グループ全部門の従事者一人ひとりが主体的に、お客さまの課題を解決するデジタルサービスを積極的に企画・推進できる体制を目指し、リスキリングで知見や技術を習得できる環境を整備し、業務や意識の"断捨離"を進めていく旨を、部谷社長自ら発信している。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 3月頃 | | 実施内容 | IPAの自己診断結果入力サイトより取得した「DX推進指標自己診断フォーマット」へ自己診断結果を記入し、DX推進ポータルから添付することで提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | システムリスクの管理状況について、計画策定・モニタリング・改善活動を実施している。また、サイバーセキュリティ事案の早期警戒、未然防止および緊急時対応を図るための企画・推進・管理等の全般統括組織として、ひろぎんグループ〈ＣＳＩＲＴ〉を構築している。  サイバーセキュリティの対応態勢および導入したシステムおよびサービスにおける脆弱性の有無について、第三者機関の評価を受け、必要に応じて対応策を講じている。併せて、内部監査としてグループ全体のシステム管理状況・サイバーセキュリティー対策状況について評価をしている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。